

# 令和6年度 第2回児童福祉審議会

日 時 令和6年10月8日(火)  
午後1時30分  
場 所 8階大会議室

## 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 野田市こども計画骨子案について

3 その他

4 閉 会

### 【資料】

資料1 野田市こども計画骨子案について

資料2 こども計画に係る国、千葉県、野田市の「基本理念」、「基本的方針」、  
「施策体系」の比較

## 野田市こども計画骨子案

## I 計画の名称

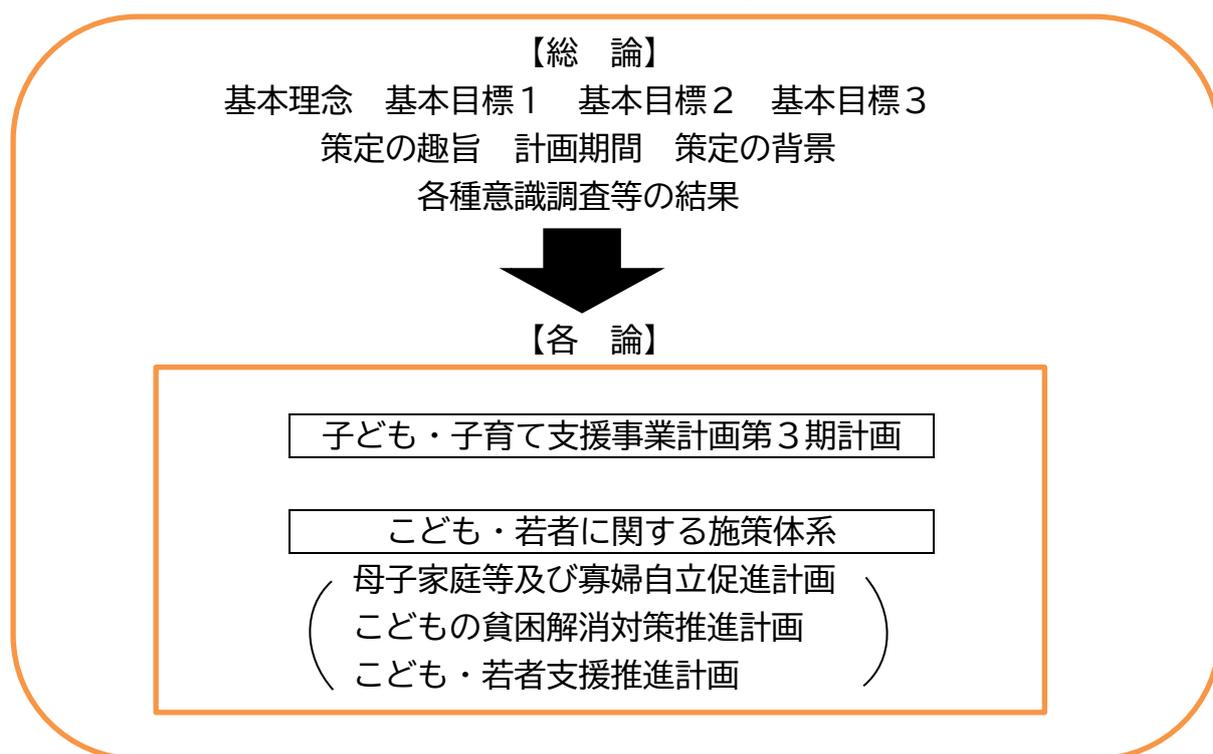
「野田市こども計画」

## II 基本構成

本計画の基本理念と基本目標を総論に掲げ、各論には、初期のエンゼルプランから取り組んできたこどもに関する施策に加えて、こども大綱に基づき具体的な取組を一元的に示した国の実施計画で、こどもや若者の健やかな成長のための施策や、少子化対策、こどもの貧困対策、ひとり親対策などを取りまとめた「こどもまんなか実行計画」をベースに、市の実情に合わせた施策も本計画に反映させます。

これらの施策と、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の目標量などを設定した市町村事業計画の2本を柱として構成します。

## 「野田市こども計画」



## III 総論

## 1. 策定の趣旨

野田市の子育て支援とこどもの健全育成に関する施策を包括した具体的な計画であるとともに、子ども子育て支援法に基づく市町村子ども子育て支援事業計画を包含する野田市エンゼルプラン第5期計画の計画期間が、令和6年度をもって終了することから、こども基本法に基づく「野田市こども計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法において、こども・若者施策に関する事項を定めるものと一体として策定できるとされているため、これまで別立てで策定してきた「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(母子家庭等及び寡婦自立促進計画)」についても、本計画に組み入れることとし、子ども・子育て支援事業計画(第3期計画)、こどもの貧困解消対策推進計画、子ども・若者支援推進計画の子育て関連計画を包含する計画として位置付けます。

また、「野田市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画との整合を図るものとし、施策の推進にあたっては「野田市行政改革大綱」の方針に沿って進めてまいります。

## 3. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

H12～16年度	17～21年度	22～26年度	27年度	28～31年度	R2～6年度	R7～11年度
エンゼルプラン全体の計画期間				延長期間		こども計画期間
①エンゼルプラン 初期計画期間	②新エンゼルプラン 前期計画期間	③新エンゼルプラン 後期計画期間	④エンゼルプラン 4期計画期間	⑤エンゼルプラン 4期計画期間	⑥こども計画 1期計画期間	
次世代育成支援対策推進法			子ども・子育て支援法			
前期行動計画		後期行動計画	第1期計画	第2期計画	第3期計画	
						母子家庭及び寡婦自立促進計画
						こどもの貧困解消対策推進計画
						子ども・若者支援推進計画

## 4. 計画の対象

こども大綱が目指す、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会という考え方の下で、これから生まれてくるこどもや、今を生活しているこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据え支援するため、計画の対象を施策によって0歳から39歳までとし、行政、地域、企業など、こども・若者と子育てに関係するすべての関係者を含みます。

## 5. 計画の推進体制(点検と評価)

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体の連携を確保することが重要であり、児童福祉審議会では、子ども・子育て支援法に基づく施策の推進に関し、必要な事項や実施状況を調査審議する役割を担っており、引き続き計画全体の進行管理にあたります。

## 6. 基本理念

すべての子ども・若者が未来に希望を持ち、  
ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる  
「元気で明るい家庭を築ける野田市」

子ども大綱では、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組や政策を社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより「子どもまんなか社会」を実現していくこととされている。このような社会を目指して、子ども施策に関し基本理念を定めており、本計画も国の基本理念と共通としています。

## 7. 基本方針

本計画は、①子ども・若者が権利の主体であること、②子ども・若者、子育て当事者の視点の尊重、③ライフステージに応じた切れ目のない支援、④良好な成育環境の確保と貧困・格差の解消、⑤若い世代の生活基盤の安定、⑥関係機関との連携の6つを、子ども大綱に準じて、計画の基本方針とします。

## 8. 基本目標

本計画については、子ども大綱を勘案し、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を総合的に推進できるよう、「ライフステージ共通の支援」、「ライフステージごとの支援」、「子育て当事者への支援」の3つの基本目標を掲げ、子ども施策の共通の基盤となる新たな計画を策定します。

基本目標1 すべての子ども・若者の権利を保障し、すこやかな成長を支援  
(ライフステージ共通の支援)

基本目標2 子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援  
(ライフステージごとの支援)

基本目標3 子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進  
(子育て当事者への支援)

## 9. 計画策定の背景

統計データとして「少子化の動向」、子育ての実態及びニーズの把握として意向調査の結果を示し、子どもと子育ての現状や課題を明らかにします。

(1) 子どもと子育てをめぐる現状 ※素案ではグラフを挿入します。

①少子化の動向（国勢調査、人口動態調査から）

## 1)野田市の総人口と児童人口の推移 (人)

年	S55	60	H2	7	12	17	22	27	R2
総人口	112,753	130,873	145,206	152,245	151,197	151,240	155,491	153,583	152,638
18歳未満	34,250	38,870	37,465	31,815	27,250	24,469	24,792	23,371	21,598
6歳未満	10,823	9,948	8,851	8,030	7,639	7,291	7,751	6,614	5,734

## 2)野田市の年齢3区分割合の推移 (%)

年	S55	60	H2	7	12	17	22	27	R2
14歳以下	26.1	24.7	19.9	16.3	14.1	13.2	13.2	12.5	11.6
15歳～64歳	66.5	67.4	70.8	72.5	71.9	69.3	64.9	59.6	57.2
65歳以上	7.4	7.9	9.2	11.2	14.0	17.5	21.9	27.9	31.2

## 3)野田市の出生数と合計特殊出生率の推移 (人)

年	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
出生数	1,053	985	975	870	854	839	775	811	772	699
合計特殊出生率	(%)									
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
千葉県	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34	1.34	1.28	1.27	1.21	1.18
野田市	1.26	1.23	1.25	1.17	1.19	1.19	1.14	1.21	1.17	1.06

## 4)野田市の母親の年齢別出生率の比較 (%)

年	H19	24	29	R4
14歳以下	0.0	0.1	0.0	0
15歳～19歳	1.5	1.6	1.0	2.4
20歳～24歳	16.9	9.5	11.5	9.9
25歳～29歳	31.1	28.7	26.7	30.2
30歳～34歳	32.9	34.9	35.5	31.0
35歳～39歳	15.2	22.3	19.6	20.3
40歳～44歳	2.2	3.0	5.7	6.0
45歳～49歳	0.0	0.0	0.0	0.1

## 5)野田市の婚姻数・離婚数の推移 (件)

年	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
婚姻数	654	670	619	591	542	584	564	490	463	445
離婚数	281	296	307	269	284	286	296	285	243	233

## 6) 千葉県 の平均初婚年齢 (歳)

年	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
男性	31.3	31.4	31.5	31.4	31.6	31.4	31.5	31.2	31.3	31.5
女性	29.4	29.5	29.6	29.6	29.6	29.6	29.7	29.4	29.7	29.9

## 7) 野田市 の総世帯数と1世帯あたり児童数(18歳未満)の推移 (世帯、人)

年	H2	7	12	17	22	27	R2
総世帯数	41,809	47,029	48,920	52,239	57,963	59,638	63,483
児童数(1世帯当たり)	0.90	0.68	0.56	0.47	0.43	0.39	0.34
児童数(18歳未満)	37,465	31,815	27,250	24,469	24,792	23,371	21,598

## 8) 核家族化の状況 (%)

年	H2	7	12	17	22	27	R2
核家族	64.9	64.6	65.2	64.4	63.2	62.9	60.7
単身	14.2	16.8	17.1	20.0	24.3	26.4	31.0
三世帯	13.5	11.6	10.3	11.7	8.6	6.9	4.9
その他	7.4	7.0	7.4	3.8	3.9	3.8	3.4

## 9) 男女別就業率の推移 (%)

年	H2	7	12	17	22	27	R2
男性	75.3	74.3	71.0	68.9	65.4	63.3	60.7
女性	45.3	45.0	45.2	46.6	45.4	45.6	46.1

## 10) 年齢別女性労働力の推移 (%)

年	H17	H22	H27	R2
15歳～19歳	19.7	18.9	18.6	19.7
20歳～24歳	68.3	66.6	65.7	66.0
25歳～29歳	73.2	72.9	74.8	72.6
30歳～34歳	62.7	63.4	65.9	67.5
35歳～39歳	65.1	63.8	66.7	67.7
40歳～44歳	69.9	70.7	71.4	72.3
45歳～49歳	71.9	73.0	74.7	73.9
50歳～54歳	66.7	69.2	73.9	73.9
55歳～59歳	57.2	61.0	66.0	70.9
60歳～64歳	35.6	43.2	49.4	59.2
65歳～69歳	22.3	25.4	30.4	38.6
70歳～74歳	13.8	15.0	16.8	23.5
75歳～79歳	9.2	9.3	10.7	11.6
80歳～84歳	4.8	5.8	5.2	7.2
85歳以上	2.1	2.9	1.8	3.0

## 11) 児童虐待相談件数の推移 (件)

年度	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5
相談件数	269	245	184	249	430	466	487	472	424

資料：福祉行政報告例

※令和5年度の相談件数は、国からの通達により、通告を受け調査したものの、虐待ではなかったと判断したものを除いています。

## 12) 児童扶養手当受給者数の推移 (件)

年度	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
児童扶養手当	1,378	1,373	1,401	1,290	1,270	1,208	1,186	1,167	1,163	1,100

## 【統計データの推移について】

1) 野田市の総人口と児童人口の推移について、平成22年と令和2年の国勢調査では2,853人減少していますが、その内、6歳未満の人口が2,017人の減少で全体の減少数の約7割を占めていることから出生数の低下が大きく影響しています。

3) 野田市の出生数と合計特殊出生率の推移については、平成27年以降は、国・県・市ともに減少傾向にあり、全国的に少子化が進んでいる状況です。

8) 核家族化の状況については、単身世帯の割合が増えており、5) 野田市の婚姻数・離婚数を見ると、婚姻件数が減少しており、相互に関連していると考えられます。

また、9) 男女別就業率の推移から、男性の就業率は低下していますが、その状況下にあっても女性が横ばいであるのは、10) 年齢別女性労働力の推移から、各年齢での女性労働力が上昇しているためであり、女性が働きやすい環境の整備を進めることで、さらに効果を挙げることが期待できると考えられます。

## ②令和5年度実施の「子ども・子育て支援事業計画等ニーズ調査」の結果

素案では、前回平成30年度の調査結果と比較した形でデータを表やグラフにして示します。

## 【子ども・子育てに関する意向調査結果】

## 1) 保護者の就労状況

就学前児童を持つ保護者が就労している割合（フルタイム・パートタイム合せ）は、前回の56.2%から66.1%に上がり、主に母親がフルタイムで就労する割合が高くなっている。

また、今後就労を希望する保護者のうち下の子の年齢が何歳になったら就労したいかについては、3歳から4歳の時に就労したいとする回答が最も高いが、前回調査で5.9%だった、1歳から2歳の時に就労したいとする回答が5.9%から10.4%と高くなっている。

この状況から希望として子どもが小さいうちから働きたいと思う母親が増加している状況となっている。

## 2)職場における支援制度について

母親の育児休業取得状況は、働いていなかった母親の割合が、前回 52.9%から 34.5%と減少し、育児休業取得率は、前回 32.9%から 50.6%と増加しています。

育児休業を取得していない理由については、子育てや家事に専念するため退職したが 29.3%と最も高いが、前回から 13.6%減少し、就労を継続する意向がうかがわれる。

父親の育児休業取得状況については、13.8%と前回から 10%増加したが、取得率は低い状況となっている。

## 【ひとり親家庭等の支援に関する意識調査結果】

## 1)養育費に関する取り決め状況

養育費の取り組みについて取り決めがあると回答した方が 49.4%で前回 41.8%から 7.6%増加しており、また、現在も養育費を受けている方が 32.9%で前回 25.2%から 7.7%の増加となっている。子どもとの面会交流について取り決め、実施している方も増加している。

## 2)就労形態について

現在の就労形態について前回調査と比べてパート、アルバイトで就労している方が 40.9%で前回 45.7%から 4.8%減少し、また、正社員は 41.3%で前回 36.7%から 4.6%増加している。

## 【子どもの生活実態調査結果】

## 1)授業の理解度・進学希望について

小学生、中学生とも「わからない」とする回答が県調査と比べて多い結果となっている。また、進学の希望について、短大専門以上を希望する方の割合が市では 62.2%でした少ない結果となっている。

## 2)食料を買えなかった経験について

全くなかったと回答された方が県調査より市が多くなっておりますが、経済的理由で水道光熱費が払えなかった経験は市が県調査より多くなっている。

## 【こども・若者の意識と生活に関する調査結果】

## 1)自己認識について

市での回答は現在の状況に満足し成功体験、自己肯定が全国調査に比べて高い傾向がみられる。

## 2)困難な状況から改善した経験について

あった、どちらかといえばあったと回答する方についても市が全国調査を上回っている。

## 10. 本計画の施策の主なポイントについて

こども・若者の権利に関する施策としては、こども基本法、虐待防止条例の周知、地域ニーズに応じた相談連携体制としての重層的支援体制整備事業、問題が表面化しにくいヤングケアラー対策など新規の施策を盛り込むほか、こどもアンケート等の結果を踏まえ、要望が多かった児童遊園、遊具の整備等を重点施策として盛り込みます。

加えて、貧困対策やこども・若者計画も包含することで、既存の幼児教育・保育の無償化、子ども未来教室等に加え、現プランに位置付けていない生活困窮者支援事業、結婚支援事業などの政策も策定のポイントとします。

### ① 主な新規事業

こども基本法の周知、野田市虐待防止条例の周知、ヤングケアラーへの支援、オンライン診療体制、保育所のICT化、こども誰でも通園制度、こども家庭センター、移住定住促進のための奨学金の補助

### ② 主な既存事業で新たにこども計画へ盛り込む事業

- ・重層的支援体制整備事業、結婚支援事業、雇用促進奨励金、生活困窮者自立支援事業、学校連携読書活動支援推進事業、保育士の処遇改善事業

### ③ 個別計画を別立て

- ・児童虐待防止対策の強化

児童虐待の防止対策として、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、また、関係機関と連携し児童虐待の防止を図るため、平成28年3月「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」策定し、さらに、児童虐待とドメスティック・バイオレンスは密接に関係することから、令和4年3月に児童虐待とドメスティック・バイオレンスを一本化した「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を新たに策定し、令和6年1月には「野田市虐待防止条例」を施行し、虐待防止対策への取り組みを強化しております。

## 11. 子ども子育て支援法に基づく量の見込みと確保量

- (1) 教育・保育の提供区域の設定
- (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

## IV 各論

### 1. 施策体系への位置付けについて

施策の体系に基づき個別事業について事業内容、事業評価、課題、今後の事業方針・目標値について記載します。

## 野田市こども計画の施策体系

すべてのこども・若者が未来に希望を持ち、ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる「元気で明るい家庭を築ける野田市」

基本目標1 すべてのこども・若者の権利を保障しすこやかな成長を支援  
(ライフステージ共通の支援)

- 1 こども・若者の権利擁護と意見反映の推進
- 2 遊びや体験活動の推進
- 3 こども・子育て支援環境の整備の推進
- 4 こども・若者が活躍できる機会づくりの提供
- 5 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 6 こどもの貧困対策の推進
- 7 障がい児支援、医療的ケア児等への支援の推進
- 8 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 9 こども・若者を犯罪などから守る取組の推進

基本目標2 こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援  
(ライフステージごとの支援)

- 1 【妊娠前から幼児期】  
切れ目のない保健や医療の確保
- 2 【誕生後から幼児期】  
幼児教育や保育の質の向上及び受け皿の整備の推進
- 3 【学童期、思春期】  
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくりの推進
- 4 【青年期】  
結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進

基本目標3 子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進  
(子育て当事者への支援)

- 1 子育てや教育に関する経済的な負担軽減の推進
- 2 地域子育て支援、共働きや共育ての推進及び男性の家事・子育てへの参画の促進
- 3 ひとり親家庭への支援の推進

## 野田市子ども計画の施策体系における市の施策

### ●基本目標1 すべての子ども・若者の権利を保障しすこやかな成長を支援（ライフステージ共通の支援）

1 子ども・若者の権利擁護と意見反映の推進	担当課
園子ども基本法の周知 学校での子育て意識の啓発	児童家庭課 指導課、生涯学習課
子育てに関する意識啓発 人権教育・啓発の推進及び子ども人権への取組 障がいに関する理解促進	児童家庭課 人権・男女共同参画推進課 障がい者支援課
市長と話そう事業 園子ども館アンケート事業	市政推進室 児童家庭課

2 遊びや体験活動の推進	担当課
低年齢児の受入れ体制整備	子ども保育課
子ども館機能の充実	児童家庭課
子どもまつり、子ども会育成連絡協議会活動、あおいそら運動推進委員会活動 学校外体験活動	生涯学習課
野田市スポーツ協会活動 岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	スポーツ推進課 指導課・高齢者支援課
野田市民族芸能連絡協議会活動	生涯学習課・指導課
プレーパーク活動の支援	児童家庭課
文化センター事業	生涯学習課
ブックスタート 園学校連携読書活動推進事業	興風図書館・保健センター 興風図書館
食育事業	保健センター

3 子ども・子育て支援環境の整備の推進	担当課
街区公園・児童遊園の整備 街路樹管理事業、市民の森保全事業、公共施設等植栽事業、みどりのふるさとづくり 園赤ちゃんの駅の整備	みどりと水のまちづくり課・生活支援課 みどりと水のまちづくり課 児童家庭課
交通安全対策 防犯灯等の防犯設備整備	市民生活課・管理課・指導課 市民生活課
道路のバリアフリー化 公共機関のバリアフリー化	障がい者支援課 企画調整課・道路建設課・都市整備課・ 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所

4 子ども・若者が活躍できる機会づくりの提供	担当課
国際理解教育の推進	指導課
園行政資料の多言語翻訳事業	企画調整課
男女共同参画の視点に立った意識改革 学校教育の男女平等教育、社会教育の男女平等教育	人権・男女共同参画推進課・子ども家庭総合支援課 指導課・人権・男女共同参画推進課、生涯学習課
性教育の充実	指導課
人権教育・啓発の推進及び子ども人権への取組(再)	人権・男女共同参画推進課
園男性のための電話相談、女性のための相談、人権相談	人権・男女共同参画推進課

5 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	担当課
☑思春期講演会	保健センター
子育て世帯への情報提供 保健推進員活動、母子健康教育、両親学級、親子教室・育児相談、健康づくり実践、乳幼児疾病と事故防止、子育て世代包括支援センター、食生活改善推進員活動、おやこの食育講習会・講演会(離乳食・育児)	児童家庭課・保健センター 保健センター
☑日常生活用具の購入助成(小児慢性特定疾病児童)	子ども保育課 障がい者支援課

6 こどもの貧困対策の推進	担当課
教育・保育の無償化	子ども保育課
子ども未来教室	生涯学習課
☑こども食堂	児童家庭課
就学援助事業、 ☑特別支援教育就学奨励金	学校教育課
各種奨学金(野田市育英資金)	学校教育課
主任児童委員・児童委員活動の充実 雇用環境の整備、ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制、ひとり親家庭の就労支援、ひとり親家庭の子育て支援、ひとり親家庭養育費確保支援、ひとり親家庭の経済支援 ひとり親家庭の居住支援	生活支援課 児童家庭課  営繕課
☑被保護者に対する就労支援	生活支援課
☑生活困窮者自立支援(パーソナルサポートセンター)	生活支援課
☑生活保護受給者等就労自立促進事業	生活支援課
☑男性の育児休業取得	人事課

7 障がい児支援、医療的ケア児等への支援の推進	担当課
☑各種手当(特別児童扶養手当等)	障がい者支援課
☑私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金	子ども保育課
障がい児の外出支援、日中活動支援、生活支援心理相談、相談支援、医療的ケア 子どもの発達相談室、ことば相談室、 施設サービス(こだま学園、あさひ育成園)、 ☑保育所等訪問指導事業 障がい児教育 福祉カー貸出、車いす貸出 幼児のインクルーシブ教育	障がい者支援課 子どもの発達相談 障がい者支援課・子どもの発達相談室 子どもの発達相談 指導課・子どもの発達相談室 社会福祉協議会 子ども保育課

8 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援	担当課
☑こども家庭センター	子ども家庭総合支援課
育児支援家庭訪問事業	子ども家庭総合支援課
虐待の被害にあった子どもの保護の推進	子ども家庭総合支援課
児童虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援課
☑特定妊婦に対する支援	保健センター
☑ヤングケアラー支援	子ども家庭総合支援課

9 こども・若者を犯罪などから守る取組の推進	担当課
☒こどもの自殺対策	生活支援課
青少年問題行動防止活動	生涯学習課
☒パソコン端末の一人一台配置	指導課
防犯に関する広報啓発、チャイルドシート着用推進 幼児等に対する交通安全教育 犯罪被害から守るための情報交換 安全点検パトロール活動 チャイルドシート貸出事業	市民生活課 市民生活課・学校教育課・子ども保育課 市民生活課・防災安全課・指導課・生涯学習課 指導課・子ども保育課 社会福祉協議会
青少年の消費者問題対策	市民生活課・生涯学習課
子どもに配慮した防災対策	防災安全課・指導課・子ども保育課
青少年センターの機能の充実	生涯学習課
いじめ少年非行に対する地域ぐるみ支援ネットワーク ☒「Stand By」によるいじめ防止対策	指導課・生涯学習課・子ども家庭総合支援課 指導課

基本目標2 こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援（ライフステージごとの支援）

1 【妊娠前から幼児期】切れ目のない保健や医療の確保	担当課
不妊症・不育症助成	保健センター
保健師の適正な人員配置	保健センター
圃指定ごみ袋の配布（里帰り出産）	清掃計画課
医療機関等との連携	保健センター
妊産婦・新生児訪問、産後ケア、圃あかちゃんお祝い金	保健センター
乳幼児健康診査、口腔衛生指導、予防接種	保健センター
休日診療・緊急時の医療、圃オンライン診療体制	保健センター

2 【誕生後から幼児期】幼児教育や保育の質の向上及び受け皿の整備の推進	担当課
保育所の施設整備、駅周辺の保育施設整備 5 事業所内託児施設の設置、保育所の耐震、保育環境向上の施設整備	子ども保育課
幼稚園の施設整備	教育総務課
子育てサロン、つどいの広場、連携型地域型子育て支援拠点事業	児童家庭課
地域子育て支援センター	子ども保育課
圃こども誰でも通園制度	子ども保育課
病児病後児保育	子ども保育課
産休育休明けの円滑利用、延長保育、休日保育	子ども保育課
幼稚園の預かり保育	学校教育課・子ども保育課
幼稚園保育所こども園と小学校の連携	指導課・子ども保育課
圃校務用パソコンの導入	指導課
特別な支援が必要な子どもの施策の充実	子ども保育課・学校教育課
保育所の ICT 化	子ども保育課
3 歳児保育士配置基準の改善	子ども保育課
圃 1, 4, 5 歳児の職員配置改善	子ども保育課

3 【学童期、思春期】こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくりの推進	担当課
体験学習等教育内容の充実	指導課
スポーツ少年団活動、野田市総合公園、春風館道場	スポーツ推進課
子どものスポーツ・文化・レク活動	生涯学習課・スポーツ推進課
運動部活動	指導課
スポーツ公園	みどりと水のまちづくり課
確かな学力の向上、教育相談・指導体制	指導課
子ども未来教室	生涯学習課
学校評議員制度	学校教育課
学校施設整備	教育総務課
ボーイスカウト活動	生涯学習課
薬物乱用防止	学校教育課
情報モラル教育	指導課
学校保健教育	学校教育課
圃各学校における食育活動の実施	学校教育課
子ども館機能の充実	児童家庭課

充実した学童保育の提供、学童保育所の受入れ体制の整備、学童保育所の施設環境整備	児童家庭課
性に関する啓発活動 性教育の充実	保健センター 指導課
友達作り推進事業（オープンサタデークラブ等） 家庭教育に関する意識の醸成（職場体験）、中学生が保育所・幼稚園児とのふれあい（職場体験） キャリア教育を通じた地域教育力	生涯学習課 指導課・子ども保育課  指導課・商工労政課・子ども保育課
いじめ少年非行に対する地域ぐるみ支援ネットワーク（再）	指導課・生涯学習課・子ども家庭総合支援課
園ひばり教育相談	指導課
園スクールロイヤー制度	指導課

4 【青年期】結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進	担当課
園移住定住促進のための奨学金の補助	企画調整課
園生涯学習の取り組み	生涯学習課
園ジョブカフェ、園雇用促進奨励金、園無料職業紹介所	商工労政課
園結婚支援事業	企画調整課
青少年相談員	生涯学習課

基本目標3 子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進（子育て当事者への支援）

1 子育てや教育に関する経済的な負担軽減の推進	担当課
教育・保育の無償化（再）、保育料の適正化	子ども保育課
就学援助制度	学校教育課
児童手当	児童家庭課
子ども医療費助成	児童家庭課
☑️子ども施策に係るDXの推進	情報政策課

2 地域子育て支援、共働きや子育ての推進及び男性の家事・子育て支援への参画の促進	担当課
巡回相談支援 公民館での相談支援、家庭教育学級の充実 心配ごと相談、社会福祉協議会の体制強化 子育て支援総合コーディネート事業 子育てサロン(再)、つどいの広場(再)、連携型地域子育て支援拠点事業(再) 地域子育て支援センター、高齢者と保育所のふれあい活動、保育所等の園庭等の開放、1日体験保育、休日預かり保育 育児サークル活動 公立幼稚園機能の充実 ☑️重層的支援体制整備事業	子ども家庭総合支援課 生涯学習課 社会福祉協議会 保健センター 児童家庭課 子ども保育課 児童家庭課・子ども保育課 指導課 生活支援課
一時預かり事業、代替保育利用支援（子育てサービス利用助成）	子ども保育課
ファミリー・サポート・センター事業	児童家庭課
男女共同参画の視点に立った意識改革(再)	人権・男女共同参画推進課・子ども家庭総合支援課
☑️男性の育児休暇取得	人事課
雇用環境の整備	児童家庭課・商工労政課
☑️市職員のワークライフバランス	人事課
☑️育児支援家庭訪問事業	子ども家庭総合支援課

3 ひとり親家庭への支援の推進	担当課
ひとり親家庭の居住支援、ひとり親家庭の経済的支援	児童家庭課
ひとり親家庭の子育て支援	児童家庭課
ひとり親家庭の就労支援 雇用環境の整備（再）	児童家庭課 児童家庭課・商工労政課
子ども未来教室（再）	生涯学習課
ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制 ☑️チャットポットの活用	児童家庭課
ひとり親家庭の養育費確保支援	児童家庭課

国 こども大綱（こどもまんなか実行計画）		県 こども計画		市 こども計画	
基本理念	全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会	基本理念	みんなで支えすべてのこども・若者の可能性を広げる千葉	基本理念	すべてのこども・若者が未来に希望を持ち、ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる「元気で明るい家庭を築ける野田市」
基本的方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	基本的方針	①こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る	基本的方針	①こども・若者が権利の主体であることの共通認識
	②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく		②こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する		②こども・若者、子育て当事者の視点の尊重
	③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する		③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える		③ライフステージに応じた切れ目のない支援
	④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする		④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る		④良好な成育環境の確保と貧困・格差の解消
	⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む				⑤若い世代の生活基盤の安定
	⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する				⑥関係機関との連携
ライフステージを通じた重要事項	①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	全てのこども・若者を支える	①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	すべてのこども・若者の権利を保障しすこやかな成長を支援（ライフステージ共通の支援）	①こども・若者の権利擁護と意見反映の推進
	②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		②自分らしく生き抜く力の育成		②遊びや体験活動の推進
	③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		③こども・子育て支援環境の整備の推進
	④こどもの貧困対策		④こどもの貧困対策		④こども・若者が活躍できる機会づくりの提供
	⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援		⑤障害のあるこどもや若者への支援		⑤こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
	⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援		⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援		⑥こどもの貧困対策の推進
	⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組		⑦こども・若者の安全・安心の確保		⑦障がい児支援・医療的ケア児等への支援の推進
ライフステージごとの重要事項	①【こどもの誕生前から幼児期まで】 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	ライフステージに応じて支える	①こどもの誕生前から幼児期まで	こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援（ライフステージごとの支援）	①【妊娠前から幼児期】 切れ目のない保健・医療の確保
	①-2【こどもの誕生前から幼児期まで】 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実		②学童期・思春期		②【誕生後から幼児期】 幼児教育・保育の質の向上及び受け皿の整備の推進
	②【学童期・思春期】こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等、居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止、不登校のこどもへの支援		③青年期		③【学童期、思春期】 こどもが安心して過ごし学ぶことができる環境づくりの推進
	③【青年期】 高等教育の修学支援、高等教育の充実、就労支援、結婚支援、悩み相談				④【青年期の支援】 結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進
子育て当事者への支援に関する重要事項	①子育てや教育に関する経済的負担の軽減	社会全体で子育てを支える	①社会全体で子育てを支える環境づくり	子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進（子育て当事者への支援）	①子育てや教育に関する経済的負担軽減の推進
	②地域子育て支援、家庭教育支援		②子育ての推進		②地域子育て支援、共働き・子育ての推進及び男性の家事・子育てへの参画の促進
	③共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		③子育てや教育に関する経済的負担の軽減		
	④ひとり親家庭への支援		④ひとり親家庭等への自立支援の促進		③ひとり親家庭への支援の推進

# 野田市こども計画について（概要版）

## 1 計画策定の考え方

### 【策定の趣旨・位置付け】

野田市エンゼルプランの計画期間が令和6年度をもって終了することから、こども基本法第10条に基づき、新たな計画を策定する。当計画については、子ども・子育て支援事業計画、母子家庭等及び寡婦自立促進計画、こどもの貧困解消対策計画、子ども・若者支援推進計画を包含し策定する。

### 【計画期間】（5年間）

令和7年度から令和11年度

### 【計画の対象】

全ての子ども・若者及び子育て当事者（施策によって0歳から39歳まで）

## こども・若者の意見反映

こどもや若者が意見を述べる機会をつくり、その意見を施策に反映させる。

## 2 計画の基本理念及び基本方針

### 【基本理念】

すべての子ども・若者が未来に希望を持ち、ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる「元気で明るい家庭を築ける野田市」

### 【基本方針】

- ①子ども・若者が権利の主体であること
- ②子ども・若者、子育て当事者の視点の尊重
- ③ライフステージに応じた切れ目のない支援
- ④良好な成育環境の確保と貧困・格差の解消
- ⑤若い世代の生活基盤の安定
- ⑥関係機関との連携

## 3 基本目標

【基本目標1】すこやかな成長を支援

### ライフステージ共通の支援

- 1 子ども・若者の権利擁護と意見反映の推進
- 2 遊びや体験活動の推進
- 3 子ども・子育て支援環境の整備の推進
- 4 子ども・若者が活躍できる機会づくりの提供
- 5 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 6 こどもの貧困対策の推進
- 7 障がい児支援、医療的ケア児等への支援の推進
- 8 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 9 子ども・若者を犯罪などから守る取組の推進

### ライフステージごとの支援

【基本目標2】子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援

#### 【妊娠前から幼児期】

切れ目のない保健や医療の確保

#### 【誕生後から幼児期】

幼児教育や保育の質の向上及び受け皿の整備の推進

#### 【学童期、思春期】

こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくりの推進

#### 【青年期】

結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進

## 子育て当事者への支援

【基本目標3】子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進